

稚内税関支署からの お知らせ

終戦当時の引揚者の 方々へ

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。

●終戦後、海外から引き揚げてこられた方が、上陸港(地)の税関、海運局に預けられた通貨・証券など

●海外の集結地において領事館などに預けられた通貨・証券などのうち、日本に送り返されたもの

返還の申し出は、ご本人に限らずご家族の方でも結構です。

お心当たりの方は、上陸港(地)を所管する税関、又は最寄りの税関までお問い合わせください。

■詳しくは、
稚内市開運2丁目2-1
稚内港湾合同庁舎内
稚内税関支署
☎0162-23-3289

北方領土返還要求運動の 標語募集!

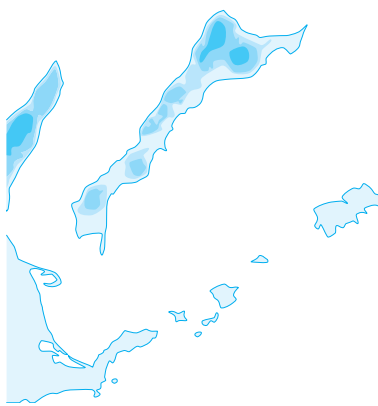
取り戻せ 歴史も語る 北の四島(しま) 平成16年度理事長賞作品

北方領土問題対策協会では、領土問題を身近な問題として認識していただくため、広く皆さんから北方領土に関する標語を募集しています。

【応募要領】

- ハガキ1枚に1作品

(住所・氏名・性別・年齢・電話番号・職業も明記してください)



【応募資格等】

- 特に問いませんが、入選作品については、氏名、居住地の都道府縣市町村名を公表させていただきます。

【賞】

- 理事長賞1人 賞金5万円
- 優秀賞4人 賞金2万円
- 佳作5人 賞金5千円

【応募締切】

平成17年9月30日
(当日消印有効)

【送り先】

〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町7-1
上智紀尾井坂ビル
独立行政法人
北方領土問題対策協会
発表は10月下旬頃に入賞者
に対して直接通知いたします。

情報

インフォメーション

北海道苦情審査委員制度 のお知らせ

道政への苦情は 苦情審査委員へ

北海道の仕事のことで、皆さん自身の利害に関わる苦情は「苦情審査委員」に申し立ててください。簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、北海道の業務や制度の内容を調査するなど、苦情の解決に向けて迅速に処理します。

※個人情報の保護には十分配慮します。

■苦情の窓口

北海道庁道民生活センター
各支庁道民相談室

■苦情の申し立て方法

所定の「苦情申立書」に必要事項を記入して提出

■提出方法

郵送、FAX、メールでも申し立てができます。

■提出先及び詳細は

札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課
道民相談センター(道庁1階)
☎011-231-4111(内線22-706)
FAX 011-241-8181
e-mail:soudan.soudan@pref.hokkaido.jp
又は各支庁総務課道民相談室まで